

目次

| | |
|-------------------------------|-----------|
| (Ⅰ) 第一次実施計画の新規等主要項目について | P23 |
| (Ⅱ) 実施計画(3つの基本方針・12の方策別) | P30 |
| 基本方針1:透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり | |
| 方策1:業務執行体制の整備 | |
| 方策2:職員の意識改革・人材育成 | |
| 方策3:県・市町との共同・連携 | |
| 方策4:適正な公共調達への取組強化 | |
| 方策5:民間との役割分担 | |
| 基本方針2:市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり | |
| 方策6:市民の利便性向上 | |
| 方策7:徹底した業務改善 | |
| 方策8:より健全な財政運営の推進 | |
| 基本方針3:市民力の向上を支援し、市民と共に歩む地域づくり | |
| 方策9:市民協働の推進 | |
| 方策10:市民参加の仕組みづくり | |
| 方策11:市民との信頼の確立 | |
| 方策12:松山の情報発信 | |
| (Ⅲ) 第一次実施計画取組項目 個別シート | P32 |

(I) 第一次実施計画の新規等主要項目について

この第一次実施計画では、次に掲げる事項について、重点的に取り組むこととして
います。なお、各取組項目の詳細内容については、実施計画の取組項目個別シートに
掲載しています。

【方策1】 業務執行体制の整備

市政を取り巻く環境の変化による新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応し、市
民に必要なサービスを重点的・効果的に提供していくため、成果重視の行政執行体制
の確立に向け、職員数の適正化等に引き続き取り組むほか、限られた経営資源（ヒ
ト・モノ・カネ）を効率的・効果的にマネジメントできる体制を整備し、様々な分野
にまたがる行政課題に柔軟に対応できる持続可能な行政経営に取り組んでいきます。
また、外郭団体のあり方や市との役割分担を見直すとともに行政委員等の報酬のあり
方も検討していきます。

【重点取組項目】

○定員管理の適正化

合併前の職員数の水準を目指して、引き続き適正化に取り組む。公営企業局
においても、事務事業の見直しなどにより、現状の職員数の適正化に努める。

○組織機構の再編・見直し

社会情勢や市長公約の達成をはじめ、更なる効率性や機能性を重視した組織づ
くりに取り組む。

○出資団体への関与の縮小

行政との連携を図るための派遣職員のあり方について、行き過ぎた依存体質に
ならないように適正化を図る。

⑨ 行政委員等の報酬のあり方の検討

日額を原則として行政委員等の報酬のあり方を見直す。

【方策2】 職員の意識改革・人材育成

多様化する行政課題に対し、職員一人ひとりが高い目標意識を持って対応すること
ができるよう、また、常に市民の目線からのきめ細かな対応を行うよう今後も引き続
き職員の意識改革を推し進め、高い能力を備えた職員の育成に努めます。そして、こ
れまで培ってきた能力を住民福祉の向上や市民サポートに役立てます。

【重点取組項目】

○職員提案の活性化

各部局や各職員に積極的に提案を働きかけるとともに、提案内容の実現までの時間を短縮し、早期に業務へ反映させるよう工夫していく。

⑧ 地域活動をサポートする職員の養成

研修等により職員が、地域や住民をサポートできるような取組みを進める。

○人材育成の推進

「松山市人材育成基本方針」に基づき採用試験の充実、複線型人事管理の導入などについて引き続き研究・検討していく。公営企業局においても、「水道ビジョンまつやま2009」に基づき、技術系・専門系の研修の充実などに取り組む。

【方策3】 県・市町との共同・連携

地方が権限と責任を持ち、地域本位の行政を行うためには、国からの権限や税財源の移譲とともに自治体自身の徹底した行財政改革が不可欠です。そこで、自治体の垣根を越えた行政改革を推進し、二重行政等の解消を図るとともに市民サービスの向上を目指します。具体的には、愛媛県や他市町との連携・一体化により、業務の効率化やコスト削減に取り組んでいきます。

また、その一方で、県と市町が共通して抱える重要な政策課題については、県と市町が十分に話し合い、相互の連携、役割分担のもと、住民サービスの向上に繋がる施策等を創出していきます。

【重点取組項目】

⑧ 県と市の二重行政の解消と効率化

庁内横断的なプロジェクトチームを設置し、県や市町との連携・一体化により効率化が図られ、市民サービスが向上する方策を検討する。

⑧ 県と市町の連携施策の創出

自治体の個別取組みでは解決困難な地域課題への対応を図る。

【方策4】 適正な公共調達への取組強化

国・地方の財政状況と、建設業界を巡る状況が共に一層厳しくなる中で、建設業が地域の社会資本の整備や災害復旧などに十分な役割を果たしつつ公共工事の適正な施工に必要な体制を的確に確保することができるように、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札・契約制度のさらなる改善を行う必要があります。一般競争入札や総合評価落札方式の充実など入札制度の改善の取組みを引き続き検証していきます。また、他の公共調達についても、透明性・公平性を一層高める取組みを推進することが重要です。

【重点取組項目】

○入札・契約制度の改善

透明性・公平性・公正性を追求するため、入札契約制度の改善に努める。

【方策5】 民間との役割分担

職員数の適正化に取り組む中であって、多様化・高度化する行政需要の全てに職員が直接対応することは難しく、民間の高度なノウハウを活用した方が、市民サービスの向上に効果的な場合があります。そこで、民間でできることは民間に積極的に任せるという考え方を基本に、指定管理者制度や包括的民間委託をさらに拡大していくことで、市民サービスの向上やコスト縮減を図ります。

このため、事業の委託範囲や発注方法などについて適正化を図りつつ、PFI制度の活用など、新たな手法についても検討を進めます。

【重点取組項目】

○共同給食調理場・保育所の民間委託の推進

必要に応じて、民間委託を行う。

㊦ PFI制度活用の検討

法改正を踏まえ、本市の施設において導入の可能性について検討を行う。

【方策6】 市民の利便性向上

地方分権の一環として義務付け・枠付けの見直しが行われ、一部ではありますが、市で独自の基準等を作り、地域の実情に応じたまちづくりを行うことができるようになりました。そのため、地域の状況を的確に捉え、これまでの経緯を踏まえながら市民の皆さんの利便性を向上させる基準作りを進めます。またこれに併せて、各種行政手続の簡素化等を検討するほか、市有施設の活用やサービス改善のさらなる強化を図り、市民サービスの質を上げていきます。

加えて、市民の皆さんの様々な悩みや相談に対応する窓口のさらなる充実等についても検討を進めます。

【重点取組項目】

㊦ 国の規制緩和に伴う条例整備・行政手続の簡素化

一括法定に伴う本市独自の基準を条例化するとともに、その際に手続等を見直し利用者の利便性を確保する。

⑧ 公金支払等の利便性向上

コンビニ収納等を可能にすることにより利用者の利便性の向上を図る。

⑧ 市民相談機能の維持向上

相談機能のさらなる充実を図る。

【方策7】 徹底した業務改善

限られた経営資源を有効活用するためには、市民ニーズを的確に捉え、市民ニーズに見合った行政サービスを提供し、形骸化したものや時代の変化とともに市民ニーズとズレが生じているものは徹底的に見直す必要があります。

本市では、平成12年度から事務事業評価に取り組んできましたが、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されることから、業務の統廃合など引き続き業務改善に取り組むとともに、事務事業の見直し手法の改善についても検討を進めていくほか、ITの活用による事務の省力化やシステム調達の最適化など、あらゆる面から業務のムダの削減に努めます。

【重点取組項目】

○ 不断の事務事業の見直し

事業の選択と集中をいかに効率的に行うかという観点から、新たな事務事業の見直しの方針・手法を検討・確立するとともに、事務事業の見直しを実施する。

⑧ システム調達の最適化

更新時期を迎えている電算システムについて庁内横断的に最適化を行い、コスト削減につなげる。

【方策8】 より健全な財政運営の推進

少子高齢化や長引く景気の低迷等により、社会保障関係経費が増大する一方、自治体の財源確保は厳しく、自律的かつ継続的な都市経営を進めていくためには、財政の健全性の確保と弾力性の維持が求められます。職員の給与水準の適正化をはじめ、歳出の見直しを引き続き進める一方で、市の有する資源についてあらゆる面から有効活用策を検証し、歳入増加に向けた取組みも展開していきます。

また、まちづくりの重要な要素である社会資本整備を着実に進めていくため、公共工事コストのさらなる適正化やライフサイクルコストの低減などに努めます。

【重点取組項目】

○持続可能な財政運営

「健全な財政運営へのガイドライン」の各指標について、これまでクリアしており、今後も堅持に努める。

○市税等徴収率等の向上

住民サービスを提供するための原資となる税や保険料等の徴収率等を向上させる。

⑨ 公営企業の経営合理化（下水道事業の地方公営企業法全部適用を検討）

下水道事業の更なるコスト縮減と経営の効率化を図るため、公営企業法の全部適用について検討を行う。

⑨ 公営企業の経営合理化（水道事業におけるアセットマネジメント手法の導入）

固定資産の管理手法として「アセットマネジメントシステム」を導入することにより、水道施設全体のライフサイクルコストの低減を図る。

【方策9】 市民協働の推進

地域のことは地域で決めるという住民自治の考え方のもと、引き続きまちづくり協議会の設立を促進するとともに、職員の地域貢献活動への参加を促すことで地域に目を向けた職員の養成に努めるなど、市民と行政の協働を推進します。

そのほか、NPO、企業などの多様な主体との協働や東日本大震災を契機にその重要性がこれまで以上に高まっている地域防災を支える要となる自主防災組織への支援もさらに強化していきます。

【重点取組項目】

⑨ 協働を支える人材育成

地域リーダーを養成することにより、市民の人材育成を図る。

⑨ まちづくり協議会への権限・財源及び責任の移譲

地域におけるまちづくりを進めるコミュニティ推進地区に対して権限とともに財源を与え、その際に使い勝手の良い交付金を支出する。

⑨ NPO・企業など多様な主体との協働の推進

公益性の高い市民活動団体に助成を行う。

- ⑧ 自主防災組織活動の支援
自主防災組織について質の向上や組織間の連携により相乗効果を図る。
- ⑧ 職員の地域貢献活動への参加促進
職員も地域の一員として積極的に地元活動へ参加を促す。

【方策10】 市民参加の仕組みづくり

市民の皆さんの意見を市政により一層反映させていくため、タウンミーティングの活用をはじめ、様々な広聴事業の積極的な実施を図るなど、さらなる市民参加型行政を目指します。

【重点取組項目】

- ⑧ タウンミーティングの実施
住民の声を行政に反映させるため、全地区でタウンミーティングを行う。
- ⑧ 市民の声を反映させる広聴事業
住民の声を行政に反映させるため、広聴事業の充実を図る。
- ⑧ 意見・政策提案メールの拡充・発展
電子メールを通して市民からの生の声を業務改善等につなげる。

【方策11】 市民との信頼の確立

各業務プロセスの可視化・マニュアル化等による業務改善を図るほか、市民意見公募手続（パブリックコメント）の周知や適正運用などにより、市民の皆さんが行政運営に参画する機会を拡充するとともに、分かりやすく透明性のある行政を目指します。

【重点取組項目】

- ⑧ 業務プロセス等の「見える化」
業務過程についてマニュアル化等を行うことにより、市民サービスや業務の効率化を図る。

⑧ 標準処理期間の明示

標準処理期間を利用者にわかりやすくするための周知・公表策について検討を行う。

【方策12】 松山の情報発信

都市全体の価値や魅力の向上と、都市そのものに対する信頼や好感を市内外から獲得する「都市ブランド」を確立するため、市民の皆さんと行政の協働による“オール松山体制”で取り組み、本市の魅力度や知名度を高めることで、交流人口の増加や地域産業の活性化に繋がります。

【重点取組項目】

⑧ 市民との協働による「都市ブランド」の確立

都市ブランドの確立に向け、行政と市民や関係機関・団体等の協働による“オール松山体制”で取り組み、本市の対外的な魅力度や知名度を高める。

⑧ 民間との連携によるシティプロモーションの推進

民間団体や企業等が行う情報発信活動と連携を図り、効果的で訴求力のあるシティプロモーションを展開することで、本市の対外的な魅力度や知名度の向上を図る。

(Ⅱ)実施計画(3つの基本方針・12の方策別)

【具体的取組項目一覧】

| 基本方針 | 12の方策 | 取組項目 |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------------------|
| 1. 透明性を高めた 効率的で活力のある 市役所づくり | ①業務執行体制の整備 | 1 定員管理の適正化 |
| | | 2 組織機構の再編・見直し |
| | | 3 外郭団体の公益法人化 |
| | | 4 出資法人への関与の縮小 |
| | | 5 新 行政委員等の報酬のあり方の検討 |
| | ②職員の意識改革・人材育成 | 6 接遇向上策の拡充 |
| | | 7 職員提案の活性化 |
| | | 8 職務対応能力向上運動の推進 |
| | | 9 新 地域活動をサポートする職員の養成 |
| | | 10 人材育成の推進 |
| | ③県・市町との共同・連携 | 11 新 県と市の二重行政の解消と効率化 |
| | | 12 新 県と市町の連携施策の創出 |
| | ④適正な公共調達への取組強化 | 13 入札・契約制度の改善 |
| | ⑤民間との役割分担 | 14 指定管理者制度導入施設の検討 |
| | | 15 指定管理者制度導入施設のモニタリング強化 |
| | | 16 包括的民間委託の推進 |
| | | 17 共同給食調理場・保育所の民間委託の推進 |
| | | 18 新 PFI制度活用の検討 |
| 2. 市民ニーズに応じた 質の高い 行政サービスづくり | ⑥市民の利便性向上 | 19 新 国の規制緩和に伴う条例整備・行政手続の簡素化 |
| | | 20 市有施設の有効活用 |
| | | 21 公共施設の利用拡大 |
| | | 22 新 公金支払等の利便性向上 |
| | | 23 新 市民相談機能の維持向上 |
| | | 24 積極的なITの活用 |
| | | ⑦徹底した業務改善 |
| | 26 附属機関等の適正運営 | |
| | 27 新 システム調達の最適化 | |

| | | | |
|---------------------------------------|---------------|---------------------------|--|
| | ⑧より健全な財政運営の推進 | 28 | 持続可能な財政運営 |
| | | 29 | 公会計制度への対応 |
| | | 30 | 市税等徴収率等の向上 |
| | | 31 | 未利用財産の活用・処分 |
| | | 32 | 広告料収入の確保 |
| | | 33 | 基金の有効活用 |
| | | 34 | 給与水準の適正化 |
| | | 35 | 特殊勤務手当の見直し |
| | | 36 | 受益者負担の適正化 |
| | | 37 | コスト構造改革の推進(公共事業) |
| | | 38 | 市補助金の見直し |
| | | 39 | ①新 公営企業の経営合理化 (下水道事業の地方公営企業法全部適用を検討) |
| | | 40 | ①新 公営企業の経営合理化 (水道事業におけるアセットマネジメント手法の導入) |
| 3. 市民力の向上を 支援し、市民と共に 歩む地域づくり | ⑨市民協働の推進 | 41 | まちづくり協議会の設立促進 |
| | | 42 | ①新 協働を支える人材育成 |
| | | 43 | ①新 まちづくり協議会への権限・財源及び責任の移譲 |
| | | 44 | ①新 NPO・企業など多様な主体との協働の推進 |
| | | 45 | ①新 自主防災組織活動の支援 |
| | | 46 | ①新 職員の地域貢献活動への参加促進 |
| | ⑩市民参加の仕組みづくり | 47 | ①新 タウンミーティングの実施 |
| | | 48 | ①新 市民の声を反映させる広聴事業 |
| | | 49 | ①新 意見・政策提案メールの拡充・発展 |
| | ⑪市民との信頼の確立 | 50 | ①新 業務プロセス等の「見える化」 |
| | | 51 | ①新 標準処理期間の明示 |
| | | 52 | パブリックコメント制度の周知徹底と適正な運用 |
| ⑫松山の情報発信 | 53 | ①新 市民との協働による「都市ブランド」の確立 | |
| | 54 | ①新 民間との連携によるシティプロモーションの推進 | |

(Ⅲ) 第一次実施計画取組項目
個別シート

基本方針1. 透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり

| | | | | | | | |
|--------------------|---|----------|--------------|------|----------------------------|-----|-----|
| No | 1 | 所管課名 | 人事課、(企)企画総務課 | 連絡先 | (人)948-6250 (企)998-9887 | | |
| 方 策 | 業務執行体制の整備 | | | | | | |
| 取組項目 | 定員管理の適正化 | | | | | | |
| 現 状 | <p>(全体) 平成23年度当初における職員数は次のとおりである。 ・総職員数：3,372人 ・普通会計：2,920人 ※福祉部門を増員せざるをえない状況の中、職員数の適正化を図るため、計画的な職員採用に努めるとともに、指定管理者制度の導入をはじめとする民間活力の活用、事務事業の見直し、職種変更試験の実施など様々な対策を講じてきた。その結果、集中改革プランや財政健全化計画等に掲げる職員数の純減目標を達成した。</p> <p>(公営企業局) 平成23年度当初における職員数は次のとおりである。 ・水道事業会計：136人 ・工業用水道事業会計：21人 ・簡易水道事業会計：4人 ※職員数の純減を図るため、計画的に職員の採用抑制に努めたことで、集中改革プランや財政健全化計画等に掲げる職員数の純減目標を達成した。</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | <p>(全体) 今後は、合併前の旧松山市の職員数を視野に入れる中で、平成23年度から延長された公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画（以下「延長計画」という。）に掲げる職員数の純減目標の達成を目指す必要がある。</p> <p>(公営企業局) 今後は、合併建設計画で示している大規模事業（久筒水統合整備・怒和簡水施設整備・北条クリプト対策）を実施していくためには職員の増員が必要となるが、安易に職員を増員するのではなく事務事業の見直しなどにより定員管理の適正化に努める必要がある。</p> | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①延長計画に掲げる職員数を純減。 | | 人事課 | 全課 | 実施 | | → | |
| ②合併前の旧松山市の職員数を目指す。 | | 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |
| ③公営企業局の職員数の適正化。 | | (企)企画総務課 | 公営企業局全課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|------------------------------|---|------|-----|------|----------|-----|-----|
| No | 2 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6250 | | |
| 方 策 | 業務執行体制の整備 | | | | | | |
| 取組項目 | 組織機構の再編・見直し | | | | | | |
| 現 状 | <p>社会情勢や市長公約等を踏まえた組織の再編・見直しに引き続き取り組んでいる。 平成23年度には、長引く景気低迷による生活保護世帯の増加に対応するため生活保護業務を3課体制に強化したことに加え、松山という都市そのもののブランド力を高めていくため「都市ブランド戦略課」を設置するなどしたほか、発生が危惧される東南海・南海地震や大規模事故等への対応など、全庁的または部局横断的な取組みが必要となる危機の発生に迅速・的確に対応するため、防災と危機管理を一元化した組織体制を整備し、さらなる市民の安全・安心を図ることとしたところである。</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | <p>松山市の実情にあわせた行政サービスを提供していくため、組織の機能性や合理性・効率性を追求することを基本とし、市民ニーズを的確に捉えた行政サービスを総合的に提供できる業務執行体制の整備に向けた組織機構の再編・見直しを行う。</p> | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 市の実情にあわせた組織機構の再編・見直しを引き続き行う。 | | 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |

基本方針1. 透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり

| | | | | | | | | |
|---|--|------|-----------------------------------|------|----------|-----|-----|--|
| No | 3 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6250 | | | |
| 方 策 | 業務執行体制の整備 | | | | | | | |
| 取組項目 | 外郭団体の公益法人化 | | | | | | | |
| 現 状 | 外郭団体の見直しの第一弾として、「施設管理公社」と「生涯学習振興財団」の統合を図り、平成22年4月1日に「文化・スポーツ振興財団」が誕生した。その他の団体についても、平成21年3月に策定した「松山市外郭団体改革推進プラン」に基づき、プランに定められた方向性を実現すべく取組みを進めている。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | 平成25年11月末の公益法人認定の移行期限までに計画的に移行作業を進めるとともに、プランに基づく経営改善に取り組む必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| ①「文化・スポーツ振興財団」、「観光コンベンション協会」、「体育協会」に引き続き、「国際交流協会」、「男女共同参画推進財団」について、公益法人認定申請に向けて手続を実施する。 | | 人事課 | スポーツ振興課 観光・国際交流課 市民参画まちづくり課 | 実施 | | | | |
| ②「松山市外郭団体改革推進プラン」の目標達成に向けた取組みを実施する。 | | 人事課 | | 実施 | → | | 策定 | |

| | | | | | | | | |
|----------------------|--|------|---------|------|----------|-----|-----|--|
| No | 4 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6250 | | | |
| 方 策 | 業務執行体制の整備 | | | | | | | |
| 取組項目 | 出資法人への関与の縮小 | | | | | | | |
| 現 状 | (財)松山市文化・スポーツ振興財団をはじめとする外郭団体などの市の出資法人について、自主・自立に向け取組みを促している。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | 人的関与については、市と団体の連携に配慮しつつ、一定の範囲の関与を行ってきたが、団体の主体性や独立性を確保すべく派遣職員等について必要性を十分検証し適正化を図る必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| 出資法人に対する人的関与の適正化を行う。 | | 人事課 | 出資法人所管課 | 実施 | | | → | |

基本方針1. 透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり

| | | | | | | | | |
|---------------------|--|------|-----|---------|----------|-----|-----|-----|
| No | 5 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6221 | | | |
| 方 策 | 業務執行体制の整備 | | | | | | | |
| 取組項目 | ① 行政委員等の報酬のあり方の検討 | | | | | | | |
| 現 状 | 地方自治法では、行政委員等に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給し、条例で特別の定めをした場合は、この限りでないとされており、現在本市では、必要に応じ、日額と月額で対応している状況である。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | 愛媛県をはじめ一部の自治体においては、日額に変更する動きも見られることから、行政委員等の報酬についての見直しを検討する必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 行政委員等の報酬を見直し適正化を行う。 | | | 人事課 | 行政委員所管課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | | |
|----------------------|---|------|-----|-------|----------|-----|-----|-----|
| No | 6 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6220 | | | |
| 方 策 | 職員の意識改革・人材育成 | | | | | | | |
| 取組項目 | 接遇向上策の拡充 | | | | | | | |
| 現 状 | 松山3Cプロジェクトの大きな柱として接遇向上策の拡充があり、窓口対応部署で窓口業務接遇研修を実施しているほか、入庁後概ね10年を機会に接遇再チェック研修として電話対応等の再研修に取り組んでいる。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | 全庁的に窓口業務の接遇研修を実施するとともに、定期的に接遇の重要性の再認識及び知識の再習得を徹底する必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①窓口業務接遇研修の実施箇所を拡大する。 | | | 人事課 | 窓口対応課 | 実施 | | | → |
| ②接遇再チェック研修を継続実施する。 | | | 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |

基本方針1. 透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|------|-----|------|----------|-----|-----|
| No | 7 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6250 | | |
| 方 策 | 職員の意識改革・人材育成 | | | | | | |
| 取組項目 | 職員提案の活性化 | | | | | | |
| 現 状 | 平成21年度に松山30プロジェクト(チェック、チャレンジ、チェンジ)を創設し、平成21年度は383件の提案に対し、59件について具現化し、平成22年度は227件の提案に対し、50件について具現化した。 平成23年度より、早期実施提案制度の推進本部における検討方法を見直したことにより、これまで以上に実現までの時間を短縮し、実効性・機動力を高め、早期に業務へ反映させることが可能となっている。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 職員力を行政力に活用するという観点から、全職員参加型提案制度として、継続的に各部局や職員に積極的な提案を働きかけるとともに、提案された内容の具現化を図る必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①全職員参加型提案制度として、各部局や職員に積極的な提案を働きかける。 | | 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |
| ②提案された内容を具現化する。 | | 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|---|------|-----|------|----------|-----|-----|
| No | 8 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6220 | | |
| 方 策 | 職員の意識改革・人材育成 | | | | | | |
| 取組項目 | 職務対応能力向上運動の推進 | | | | | | |
| 現 状 | 同じトラブルやミスを繰り返さず、たらいまわしを防ぐなど、窓口部門に限らず市役所全体の業務の質を向上させ、より一層スムーズな市民対応を行うことで市民満足度の向上に努めている。 | | | | | | |
| 今後の課題 | これまでの仕事上のトラブルや失敗例を検討し、それを対応策に活かしマニュアル化するなど情報共有を全庁的に図ることによって、職員一人ひとりの能力向上、そして、一層の市民サービス向上に繋げていかなければならない。そのため、各課において問合せ手順書の作成に努めるほか、苦情・不満の未然防止、再発防止策の実施、マニュアル化など、職務対応能力向上運動の全庁的な実施の継続に努める必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①問合せ手順書の作成を行う。 | | 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |
| ②苦情・不満の未然防止、再発防止策の実施、マニュアル化を行う。 | | 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |

基本方針1. 透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり

| | | | | | | | |
|--|---|-------------------|----------------|------|-----------------------------|-----|-----|
| No | 9 | 所管課名 | 市民参画まちづくり課、人事課 | 連絡先 | (市参)948-6963 (人)948-6220 | | |
| 方 策 | 職員の意識改革・人材育成 | | | | | | |
| 取組項目 | ⑨ 地域活動をサポートする職員の養成 | | | | | | |
| 現 状 | 都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大などによって、住民相互の交流機会は減少し、地域の連帯感や帰属意識はますます希薄になってきており、特に後継者不足を問題視している市民活動団体は少なくない状況である。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 真の官民協働を実現するためには、住民と行政が共に役割を分担しながら地域づくりをすすめていく「対等のパートナー」であるということを互いに認識する必要がある。 そのため、まずは市職員一人ひとりが、「自分も一住民である」という自覚を持つことが必要であり、コミュニケーション能力の向上など、各種能力の向上策も求められている。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①市職員の協働意識の醸成を図るため、職員ボランティアスタッフ制度等への参加を積極的に呼びかけるほか、地域づくりを目的とした事業や研修を実施する。 | | 市民参画まちづくり課 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |
| ②地域の実情・課題を認識し地域政策形成能力向上を目的とした新たな研修の導入を検討するなど、行政が市民をサポートしていくための職員力の向上を図る。 | | 市民参画まちづくり課 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|---|---|----------|--------------|------|----------------------------|-----|-----|
| No | 10 | 所管課名 | 人事課、(企)企画総務課 | 連絡先 | (人)948-6220 (企)998-9822 | | |
| 方 策 | 職員の意識改革・人材育成 | | | | | | |
| 取組項目 | 人材育成の推進 | | | | | | |
| 現 状 | (人事課) 平成22年度当初に「松山市人材育成基本方針」を改訂し、平成22年度から平成26年度までの松山市人材育成基本方針実行計画を現状に即した内容に改めるとともに、推進スケジュールに基づいた職員研修制度の充実、採用試験の強化・充実、複線型人事管理の検討等に取り組んでいる。 (公営企業局) 松山市公営企業局人材育成計画に基づき実施しているが、平成21年3月に策定した「水道ビジョンまつやま2009」において、さらなる充実と実施機会等の増加を目標として取り組んでいる。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 人材育成基本方針や水道ビジョンに基づき、さらなる人材育成の推進を行う必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①採用試験制度を充実する。 | | 人事課 | 人事課 | 実施 | | | → |
| ②複線型人事管理を研究する。 | | 人事課 | 人事課 | 研究 | | | → |
| ③「松山市人材育成基本方針実行計画」を実践する。 | | 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |
| ④水道技術の継承のため、日本水道協会により実施される技術系・専門系の研修を充実させる。 | | (企)企画総務課 | 公営企業局全課 | 実施 | | | → |
| ⑤公営企業会計などに関する研修への参加を促進する。 | | (企)企画総務課 | 公営企業局全課 | 実施 | | | → |

基本方針1. 透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり

| | | | | | | | |
|---|--|-------|-------|------|----------|-----|-----|
| No | 11 | 所管課名 | 企画戦略課 | 連絡先 | 948-6341 | | |
| 方 策 | 県・市町との共同・連携 | | | | | | |
| 取組項目 | ① 県と市の二重行政の解消と効率化 | | | | | | |
| 現 状 | 県市町を通じた厳しい財政状況等を踏まえるとともに、今後のさらなる分権改革の進展に的確に対応できるよう、二重行政の解消を目指し、県下20市町が協議を行っている。そのため、県及び市町が連携・一体化して効果的・効率的に公共サービスを実施するための方策について庁内プロジェクトチームを中心に検討協議を行っている。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 県市町が設置した公の施設等で目的等が重複するもの、県と市町が重層的に業務を行っているもの及びその他、一体処理が効率的であるものについて、サービス水準の向上を目指した県や関係機関との協議を推進し、可能なものから順次実施できるよう、庁内の検討協議の活性化を図り、県とも協議を進める必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①二重行政の解消に向けて、県市町の連携・一体行政の推進方策を庁内で検討するとともに、県・市町連携政策会議の中で検討項目に位置づけたものについて、一体化・共同化の手法について検討し、合意形成の得られたものから実施を行う。 | | 企画戦略課 | 全課 | 実施 | | | → |
| ②新たな項目の追加等の検討を行う。 | | 企画戦略課 | 全課 | 検討 | | | → |

| | | | | | | | |
|--|--|-------|-------|------|----------|-----|-----|
| No | 12 | 所管課名 | 企画戦略課 | 連絡先 | 948-6341 | | |
| 方 策 | 県・市町との共同・連携 | | | | | | |
| 取組項目 | ① 県と市町の連携施策の創出 | | | | | | |
| 現 状 | 今後のさらなる人口減少・高齢化の進展が予想される中で、限られた経営資源（人員・財源等）を効率的に活用するために県や他市町との連携を進めているが、事務の一体化・共同化は、イベントの共同開催や企業誘致、電子申請の共同など限定的となっている。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 県・市町連携政策会議を中心に検討・協議し、相互の連携と役割分担のもと、観光・商工及び農林分野、建設分野、健康・福祉・環境等あらゆる分野において、住民サービスの向上につながる施策等を創出していく必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①県・市町連携政策会議の中で、県と市町が十分話し合い、相互の連携と役割分担のもと、住民サービス向上に向けた施策等を創出する。 | | 企画戦略課 | 全課 | 実施 | | | → |
| ②新たな検討項目に位置づけられる項目を調査・研究し、実現の可能性のあるものについて追加提案を行う。 | | 企画戦略課 | 全課 | 実施 | | | → |

基本方針1. 透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり

| | | | | | | | | |
|---|---|------|-----|-----|----------|-----|-----|-----|
| No | 13 | 所管課名 | 契約課 | 連絡先 | 948-6453 | | | |
| 方 策 | 適正な公共調達への取組強化 | | | | | | | |
| 取組項目 | 入札・契約制度の改善 | | | | | | | |
| 現 状 | <p>入札・契約制度については、透明性・競争性・公正性の確保を目的として制度の整備・運用に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H13 低入札価格調査制度の導入 ・H13 予定価格の事前公表 ・H16 電子入札の導入 ・H18 総合評価落札方式の導入 ・H23 最低制限価格及び調査基準価格の算定方式導入 ・H24.1月 総合評価落札方式における評価基準等の改善 | | | | | | | |
| 今後の課題 | <p>更なる透明性・競争性・公正性の確保を目的とし制度の整備・運用に努めるとともに、社会情勢や入札・契約事務に関する国、県からの方針等も参考に制度改善を行う必要がある。</p> | | | | | | | |
| 具体的取組 | | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 社会情勢や入札・契約事務の適正化に関する国・県からの方針等も参考に制度改善を実施する。 | | | 契約課 | 契約課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | | |
|--|---|------|-----|---------|----------|-----|-----|-----|
| No | 14 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6250 | | | |
| 方 策 | 民間との役割分担 | | | | | | | |
| 取組項目 | 指定管理者制度導入施設の検討 | | | | | | | |
| 現 状 | <p>民間活力によりサービスの向上が見込まれ、経費の縮減効果があると思われる公の施設について、指定管理者制度の導入を進めてきた結果、平成23年度当初で、指定管理者制度導入施設数は100施設となっている。</p> | | | | | | | |
| 今後の課題 | <p>多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、コストの縮減、サービス水準の維持・向上が図られることを前提に新たな指定管理者制度導入施設について検討する必要がある。</p> | | | | | | | |
| 具体的取組 | | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| コストの縮減、サービス水準の維持・向上が図られることを前提に新たな指定管理者制度導入施設を検討する。 | | | 人事課 | 公の施設所管課 | 実施 | | | → |

基本方針1. 透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり

| | | | | | | | | |
|------------------------------|--|------|-----------|---------|----------|-----|-----|--|
| No | 15 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6250 | | | |
| 方 策 | 民間との役割分担 | | | | | | | |
| 取組項目 | 指定管理者制度導入施設のモニタリング強化 | | | | | | | |
| 現 状 | <p>指定管理者制度を導入した施設について、適切に業務が履行されているか、良質なサービスが提供できているかなどを行政がチェックし評価するため、四半期ごとに指定管理者から事業報告書を提出させるほか、モニタリングを毎年度終了後に実施することで、指定管理者の成果を確認している。</p> <p>※平成22年度分モニタリング結果 コスト：642,514(千円)減 収益：90,620(千円)増</p> | | | | | | | |
| 今後の課題 | 引き続き、コスト縮減に取り組むとともに、市民サービスの向上を図る必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年 度 計 画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| コスト縮減に取り組むとともに、市民サービスの向上を図る。 | | 人事課 | 制度導入施設所管課 | 実施 | | | → | |

| | | | | | | | | |
|--|--|------|-----|---------|----------|-----|-----|--|
| No | 16 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6250 | | | |
| 方 策 | 民間との役割分担 | | | | | | | |
| 取組項目 | 包括的民間委託の推進 | | | | | | | |
| 現 状 | <p>下水道処理場などの民間委託のほか、他の業務における民間委託についても引き続き検討を進めている。 (共同給食調理場・保育所については、No17に掲載)</p> | | | | | | | |
| 今後の課題 | 官民どちらが担えばより良いサービスを提供できるのかを検証し、サービス水準を低下させないよう十分に留意しながら、民間に委ねるべき業務は、民間に積極的に委ねていく必要がある。また、アウトソーシング推進計画の見直し作業を進める必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年 度 計 画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| ①個々の事業について、官民どちらが担えばより良いサービスを提供できるのかを検証する。 | | 人事課 | 全課 | 検証 | | | → | |
| ②アウトソーシング推進計画の見直し作業を検討する。 | | 人事課 | 人事課 | 実施 | | | → | |

基本方針1. 透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり

| No | 17 | 所管課名 | 保健体育課、保育・幼稚園課 | 連絡先 | (保体)948-6812 (保・幼)948-6882 | | |
|---|--|---------|---------------|------|-------------------------------|-----|-----|
| 方 策 | 民間との役割分担 | | | | | | |
| 取組項目 | 共同給食調理場・保育所の民間委託の推進 | | | | | | |
| 現 状 | <p>(共同給食調理場) 平成19年度に三津浜・味生学校給食共同調理場、平成21年度に新玉学校給食共同調理場を民間業者に委託。平成23年4月に供用開始した松山南学校給食共同調理場については、供用開始時から民間事業者にて調理業務を委託している。</p> <p>(保育所) これまでに8園で民間委託を導入している。(平成24年度新たに2園導入予定)</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | <p>(共同給食調理場) 必要に応じて新たな民間委託の検討を行う必要がある。</p> <p>(保育所) 今後も民間委託を導入している園の保育サービスの向上・充実を目指すとともに、国の保育制度改革や本市の状況を注視しながら、保育所の運営方法についても検討する必要がある。</p> | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①新たに民間委託を実施する給食共同調理場を検討する。 | | 保健体育課 | 保健体育課 | 検討 | | | → |
| ②松山市学校給食運営委員会による委託事業者の評価を実施する。 | | 保健体育課 | 保健体育課 | 実施 | | | → |
| ③国の保育制度改革や待機児童の状況、施設改修等を勘案しながら、今後も保育サービスの充実・向上を目指した公立保育所の運営方法を検討する。 | | 保育・幼稚園課 | 保育・幼稚園課 | 検討 | | | → |

| No | 18 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6250 | | |
|--------------------------------------|--|------|-------|------|----------|-----|-----|
| 方 策 | 民間との役割分担 | | | | | | |
| 取組項目 | ① PFI 制度活用を検討 | | | | | | |
| 現 状 | <p>現在PFI（プライベート ファイナンス イニシアティブ）的手法として、かきつばた浄水場、高井神田浄水場や西クリーンセンター整備・運営事業にDBO（デザイン ビルド オペレート）方式を導入している。</p> <p>※DBO (PFIに類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式。)</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | <p>PFI法が改正されたことを受け、PFI制度（民間の活力を公共施設の整備・管理等に活かし、低コストで質の高い行政サービスを可能とするための手法）について研究していくとともに、新たに導入する施設について検討する必要がある。</p> | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①PFI法が改正されたことを受け、PFI制度についての調査・研究を行う。 | | 人事課 | 施設所管課 | 調査 | | | → |
| ②新たに導入する施設についての検討を行う。 | | 人事課 | 施設所管課 | 実施 | | | → |

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | | |
|---|---|-------|-----------|------|------------------------------|-----|-----|
| No | 19 | 所管課名 | 人事課、文書法制課 | 連絡先 | (人) 948-6250 (文) 948-6230 | | |
| 方 策 | 市民の利便性向上 | | | | | | |
| 取組項目 | ⑧ 国の規制緩和に伴う条例整備・行政手続の簡素化 | | | | | | |
| 現 状 | <p>これまで、法令により全国一律の基準が示されていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括法」という。）の成立により、義務付け・枠付けの一部が緩和されることから、市の特性に応じた新たな基準を順次条例化している。</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | <p>一括法の施行に伴い地域特性に応じた条例制定等に引き続き取り組むとともに、市民へのサービスや利便性の向上のため、この機会に合わせて各種行政手続を検証することにより簡素化・効率化を図る必要がある。</p> | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①地域特性に応じた条例制定等に引き続き取り組む。 | | 文書法制課 | 関係例規所管課 | 実施 | | | → |
| ②市民へのサービスや利便性の向上のため、各種行政手続を検証し、簡素化・効率化を図る。 | | 人事課 | 全課 | 実施 | | | → |
| ③地方の自主・自立を進める上で必要と思われる項目について、国に対して権限移譲の要望を行う。 | | 文書法制課 | 全課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|------------------------------|---|------|-------|------|----------|-----|-----|
| No | 20 | 所管課名 | 管財課 | 連絡先 | 948-6946 | | |
| 方 策 | 市民の利便性向上 | | | | | | |
| 取組項目 | 市有施設の有効活用 | | | | | | |
| 現 状 | 市有施設の中には住民ニーズの変化や社会環境の変化等の理由により利用率の低い施設が見られる。 | | | | | | |
| 今後の課題 | <p>利用頻度が低い施設については、有効活用策を検討する必要がある。 目的外使用等についても前向きに検討を行う必要がある。</p> | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 利用状況に合わせた所管替えや有効活用策を検討・実施する。 | | 管財課 | 施設所管課 | 実施 | | | → |

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | | |
|----------------|---------------------------------------|------|-------------------|------|-------------|-----|-----|
| No | 21 | 所管課名 | 坂の上の雲ミュージアム事務所 ほか | 連絡先 | 915-2601 ほか | | |
| 方 策 | 市民の利便性向上 | | | | | | |
| 取組項目 | 公共施設の利用拡大 | | | | | | |
| 現 状 | 各公共施設においては、イベントやPR等により、利用者拡大に取り組んでいる。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 公共施設の利用者拡大に向け、さらなるサービス向上等の検討を行う必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 各施設の利用率向上に努める。 | | 関係各課 | 関係各課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|---|--|---------|---------|------|-----------------------|-----|-----|
| No | 22 | 所管課名 | 収納事務担当課 | 連絡先 | 948-6244 (会計事務局)ほか | | |
| 方 策 | 市民の利便性向上 | | | | | | |
| 取組項目 | ⑨ 公金支払等の利便性向上 | | | | | | |
| 現 状 | 公金収納については、市役所・支所や金融機関等で取り扱っており、コンビニ等での収納は実施されていない状況である。現在は、支払方法の多様化を図るため、システム改造も含めて検討している。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 市民の利便性向上を図ることや収納率等の向上を図るためには、コンビニ収納などの新たな支払手段を構築する必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| コンビニ収納等を実施することにより、納付機会の拡充など市民の利便性の向上策を検討する。 | | 収納事務担当課 | 収納事務担当課 | 実施 | | → | |

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | | |
|---|--|-------|-------|------|----------|-----|-----|
| No | 23 | 所管課名 | 市民相談課 | 連絡先 | 948-6704 | | |
| 方 策 | 市民の利便性向上 | | | | | | |
| 取組項目 | ① 市民相談機能の維持向上 | | | | | | |
| 現 状 | 平成16年度に設置した広聴サービス課の相談機能を向上するため、平成22年度に市民相談課を新設し、個別相談室の増設やオープンな窓口の設置など、環境整備を行い、平成22年度の相談件数は7,353件、前年比約135%と多くの相談が寄せられている。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 市民相談に迅速・的確な対応をしていくため、関連する知識の習得や情報収集の充実、関係機関との連携強化など、相談機能の維持向上に努めることで、市民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たす必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 相談者への十分な配慮、関連相談知識の習得、関係機関等からの情報の収集と連携の強化などに努める。 | | 市民相談課 | 市民相談課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|--|-------|---------|------|----------|-----|-----|
| No | 24 | 所管課名 | 電子行政課 | 連絡先 | 948-6243 | | |
| 方 策 | 市民の利便性向上 | | | | | | |
| 取組項目 | 積極的なITの活用 | | | | | | |
| 現 状 | 平成20年3月に情報化の基本的な考え方や方向性を示した「松山市情報化推進指針」及び、その実施計画として「松山市情報化推進アクションプランⅢ」を策定し、情報化を推進している。 また、このアクションプランが平成22年度に終了したことから、新たな「新松山市情報化推進アクションプラン」を策定した。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 新たな情報化推進の指針を策定すると共に、「新松山市情報化推進アクションプラン」の進捗管理を行うほか、平成25年度には「次期アクションプラン」を策定し、その進捗管理に努め、情報化の推進を図る必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ① 新たな「松山市情報化推進指針」を策定する。 | | 電子行政課 | システム関係課 | | 策定 | | |
| ② 「新松山市情報化推進アクションプラン」の進捗管理。 | | 電子行政課 | システム関係課 | 実施 | → | | |
| ③ 「次期アクションプラン」を策定する。 | | 電子行政課 | システム関係課 | | 策定 | | |
| ④ 「次期アクションプラン」の進捗管理。 | | 電子行政課 | システム関係課 | | | 実施 | → |

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | | | |
|--|--|------|-----|------|----------|-----|-----|--|
| No | 25 | 所管課名 | 人事課 | 連絡先 | 948-6250 | | | |
| 方 策 | 徹底した業務改善 | | | | | | | |
| 取組項目 | 不断の事務事業の見直し | | | | | | | |
| 現 状 | <p>本市では平成12年度から事務事業評価システムを導入し、人件費や予備費など一部を除くすべての事務事業について評価を行い、その結果を予算に反映するとともに公表を行い、次年度以降は各課の自己評価を実施し、公表するという方式をとってきた。</p> <p>さらに、行政改革大綱第三次実施計画では廃止対象事務事業の抽出基準を設け、順次廃止手続を進めることとした。また、平成20年度からは費用対効果の面から特に検証が必要と考えられる事業を追加するなど、事務事業の見直しを進めているが、単に評価という視点ではなく、事業の選択と集中をいかに効率的・客観的に行うかという観点から、行政経営システムの構築による循環型の行財政運営を目指すべく平成23年度に「行政経営ワーキンググループ」を設置し、検討を進めているところである。</p> | | | | | | | |
| 今後の課題 | 効率的かつ効果的な事務事業の見直しの手法が必要となる。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| 新たな事務事業の見直しの方針・手法を検討・確立するとともに、事務事業の見直しを実施する。 | | 人事課 | 全課 | 実施 | | | → | |

| | | | | | | | | |
|--------------|---|-------|---------|------|----------|-----|-----|--|
| No | 26 | 所管課名 | 文書法制課 | 連絡先 | 948-6866 | | | |
| 方 策 | 徹底した業務改善 | | | | | | | |
| 取組項目 | 附属機関等の適正運営 | | | | | | | |
| 現 状 | <p>平成22年度に、附属機関の設置及び運営に関する指針、専門委員の任命及び運営に関する指針、懇話会の運営に関する指針（以下「新指針」という。）を制定し、①法律や条例に基づく「附属機関」、②「専門委員」、③答申等意見集約を行わない「懇話会等」に分類するなど、新指針に沿った運用を実施するよう見直しを行っている。</p> | | | | | | | |
| 今後の課題 | 平成23年2月に制定した新指針に沿った運用を徹底する必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| 新指針に沿って運用する。 | | 文書法制課 | 附属機関所管課 | 実施 | | | → | |

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| No | 27 | 所管課名 | 電子行政課 | 連絡先 | 948-6424 | | | |
|---------------------|---|------|-------|---------|----------|-----|-----|-----|
| 方 策 | 徹底した業務改善 | | | | | | | |
| 取組項目 | ① システム調達の最適化 | | | | | | | |
| 現 状 | システム調達ガイドライン等を活用した業務系システムの標準化及び再構築を行い、平成22年8月に調達した住基システムでは、システム調達で初めて総合評価方式による一般競争入札を導入し、維持費及び開発費の効果的削減に繋がっている。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | システム最適化計画に沿って実施していく必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①業務系システム最適化計画を推進する。 | | | 電子行政課 | システム関係課 | 実施 | | → | |
| ②調達ガイドラインによるシステム評価。 | | | 電子行政課 | システム関係課 | 実施 | | | → |
| ③調達ガイドラインの見直し。 | | | 電子行政課 | システム関係課 | | | 実施 | |

| No | 28 | 所管課名 | 財政課 | 連絡先 | 948-6227 | | | |
|--------------|--|------|-----|-----|----------|-----|-----|-----|
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | | |
| 取組項目 | 持続可能な財政運営 | | | | | | | |
| 現 状 | 平成21年3月に改定した「健全な財政運営へのガイドライン」に基づき、健全財政を堅持している。 平成22年度決算ベースでガイドラインをクリアしている。 ①経常収支比率：84.7% ②起債制限比率：7.1% ③健全化判断比率 a.実質赤字比率：黒字 b.連結実質赤字比率：黒字 c.実質公債費比率：8.5% d.将来負担比率：79.8% | | | | | | | |
| 今後の課題 | 今後もガイドラインの堅持に努める必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ガイドラインを堅持する。 | | | 財政課 | 財政課 | 実施 | | | → |

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | | | |
|---|---|------|-----|-----|----------|-----|-----|-----|
| No | 29 | 所管課名 | 財政課 | 連絡先 | 948-6227 | | | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | | |
| 取組項目 | 公会計制度への対応 | | | | | | | |
| 現 状 | 平成21年10月に、新たな作成モデル（総務省方式改訂モデル）により、平成20年度決算に係る財務書類の公表を行った。 また、平成23年10月には、同モデルにより平成22年度決算に係る財務書類の公表を行っている。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | 普通財産の資産評価・当該資産評価を基にした貸借対照表への計上を終え、今後は、行政財産の資産評価・当該資産評価を基にした貸借対照表への計上を行う必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①行政財産等の資産評価を行う。 | | | 財政課 | 財政課 | 実施 | | → | |
| ②平成25年度決算分財務書類において、行政財産等の資産評価を基にした貸借対照表への計上を行う。 | | | 財政課 | 財政課 | | 実施 | | → |

国の新基準が示されたのを受け、H28年度までに全ての公共資産について固定資産台帳を整備

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | |
|-------------------------------------|--|----------|--|--------------------|--|-----|
| No | 30 | 所管課名 | 納税課、国保・年金課、介護保険課 住宅課、下水道サービス課、保育・幼稚園課 | 連絡先 | (納)948-6850 (国)948-6368 (介)948-6966 (住)948-6500 (下)948-6530 (保・幼)948-6882 | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | |
| 取組項目 | 市税等徴収率等の向上 | | | | | |
| 現 状 | <p>(市税) 平成20年度から22年度の3ヶ年計画である「第2次税改革プログラム」の目標値、中核市の平均値(93.5%)に対し、景気低迷の影響により平成22年度の徴収率は93.29%であった。(平成22年度：14位/中核市40市中)</p> <p>(国民健康保険料) 夜間・休日の納付指導や滞納処分の本格実施等により、平成23年4月末時点の収納率は前年同月と比較し増加しており、高い収納率を堅持している。※平成22年度：79.65%(中核市3位)</p> <p>(介護保険料) 新規滞納者への重点的な納付指導や個別訪問による納付相談などに努めた結果、平成22年度収納率は前年度決算を上回った。※平成22年度：95.95%</p> <p>(住宅使用料) 簡易裁判所を活用した即決和解、退去者滞納家賃の収納委託等を進めてきたことにより、平成22年度収納率は78.81%と平成17年同月比で0.90%増加となった。</p> <p>(下水道使用料) 公営企業局及び受託業者との連携を図りながら徴収率の向上に努めており、平成22年度は徴収率(現年度分 納期未到来を除く)が96.98%と、平成20年度と比較し0.39ポイント向上した。</p> <p>(保育料) 現在、未納保育料の徴収強化策を検討中。</p> | | | | | |
| 今後の課題 | さらなる徴収率等の向上に取り組む必要がある。 | | | | | |
| 具体的取組 | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①市税の徴収率について、中核市中の順位向上を目指す。 | 納税課 | 納税課 | 実施 | H28に収納率95.50%達成へ変更 | | |
| ②平成25年度の達成状況を見て、新たな目標設定について検討する。 | | | | 検討 | | |
| ③国保料の徴収率について中核市中の高順位を維持する。 | 国保・年金課 | 国保・年金課 | 実施 | H27に収納率79.76%達成へ変更 | | |
| ④収納率96%以上を目指す。 | 介護保険課 | 介護保険課 | 実施 | | | |
| ⑤徴収率80.1%の達成に向け取り組む。 | 住宅課 | 住宅課 | 実施 | | | |
| ⑥徴収率80.3%の達成に向け取り組む。 | | | 実施 | H27に収納率82.3%達成へ変更 | | |
| ⑦徴収率96.92%達成に向け取り組む。 | 下水道サービス課 | 下水道サービス課 | 実施 | H29に収納率97.05%達成へ変更 | | |
| ⑧平成21年度収納率87.2%に対し、87.7%の達成に向け取り組む。 | 保育・幼稚園課 | 保育・幼稚園課 | 実施 | | | |
| ⑨収納率88.2%の達成に向け取り組む。 | | | 実施 | | | |
| ⑩収納率88.5%の達成に向け取り組む。 | | | 実施 | H29に収納率90%達成へ変更 | | |

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|------|----------|------|----------|-----|-----|
| No | 31 | 所管課名 | 管財課 | 連絡先 | 948-6946 | | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | 未利用財産の活用・処分 | | | | | | |
| 現 状 | 未利用地については「松山市公有財産有効活用検討委員会」において活用の見込まれないものは、一般競争入札を実施し売却処分を行っている。しかし、入札を募集するも参加申込のない物件があることから、対応に苦慮している状況である。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 未利用財産については、様々な手法を活用（新たな手法等も模索）して売却する必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 活用の見込まれない物件は売却等を随時実施するとともに、周知等の工夫も行う。 | | 管財課 | 未利用財産所管課 | | 実施 | | → |

| | | | | | | | |
|---|--|-------|-------|------|----------|-----|-----|
| No | 32 | 所管課名 | 企画戦略課 | 連絡先 | 948-6213 | | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | 広告料収入の確保 | | | | | | |
| 現 状 | <p>景気低迷の影響もあるものの、新規の広告案件の開拓等により、広告料収入の増加に努めている。</p> <p>※ 広告料収入等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（拡大前） 25,600千円 ・平成19年度 37,500千円（対18年度比46%増） ・平成20年度 46,600千円（対18年度比80%増、対前年度比 24%増） ・平成21年度 48,900千円（対18年度比90%増、対前年度比 5%増） ・平成22年度 48,000千円（対18年度比88%増、対前年度比 2%減） | | | | | | |
| 今後の課題 | 景気低迷の影響により広告需要が低迷しているため、広告料収入については、現状の水準を維持することに加え、広告価値の高い媒体を抽出するとともに、参加業者の拡大や新規参入業者の開拓など効率的な広告事業の実施について検討する必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①広告価値の高い媒体の導入について検討する。 | | 企画戦略課 | 管財課ほか | 実施 | | | → |
| ②参加業者の拡大や新規参入業者の開拓など、効率的な広告事業の実施について検討する。 | | 企画戦略課 | 企画戦略課 | 実施 | | | → |

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | | |
|--|---|---------------------|---------------------|------|-----|---------------------|-----|
| No | 33 | 所管課名 | 会計事務局・財政課・管財課 | | 連絡先 | 948-6227(財政課) ほか | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | 基金の有効活用 | | | | | | |
| 現 状 | 基金に属する現金について、平成18年度から国債等の債券や有利な預金による運用の拡大に取り組んでいる。 ※平成17年度基金運用益1,700万円 → 平成22年度基金運用益2億9,700万円 | | | | | | |
| 今後の課題 | 歳計現金の収入時期と支出時期のずれによる期中の資金不足額を基金に属する現金の一時使用により対応しているが、歳計現金の収入支出予定額把握の精度向上等に努めることで、基金に属する現金について、最大限、中長期の債券や預金による運用を図る必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 歳計現金の収入支出予定額把握の精度向上等に努めることで、基金に属する現金について、最大限、中長期の債券や預金による運用を進める。 | | 会計事務局 財政課 管財課 | 会計事務局 財政課 管財課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|--|--|------|-----|------|-----|----------|-----|
| No | 34 | 所管課名 | 人事課 | | 連絡先 | 948-6219 | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | 給与水準の適正化 | | | | | | |
| 現 状 | 平成22年4月1日現在のラスパイレス指数は100.0、また、平成23年4月1日現在のラスパイレス指数は100.1となっている。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 引き続き、国・愛媛県や類似団体との均衡を図るとともに、人事院勧告、愛媛県人事委員会勧告も注視しながら、本市の財政状況等を踏まえた適正な給与水準を維持する必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①平成23年4月1日現在のラスパイレス指数の状況などを十分考慮し、適切に給与改定を実施する。 | | 人事課 | 人事課 | 実施 | | | |
| ②平成24年4月1日現在のラスパイレス指数の状況などを十分考慮し、適切に給与改定を実施する。 | | 人事課 | 人事課 | | 実施 | | |
| ③平成25年4月1日現在のラスパイレス指数の状況などを十分考慮し、適切に給与改定を実施する。 | | 人事課 | 人事課 | | | 実施 | → |

平成26年4月1日現在へ時点修正

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|----------|--------------|------|----------------------------|-----|-----|
| No | 35 | 所管課名 | 人事課、(企)企画総務課 | 連絡先 | (人)948-6219 (企)998-9822 | | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | 特殊勤務手当の見直し | | | | | | |
| 現 状 | <p>(人事課) 平成18年時点で30種類あった特殊勤務手当は、平成21年現在、6種類に整理され、約8,000万円の削減が図られているが、引き続き点検を行いながら運用している。</p> <p>(企業局) 平成19年4月に支給基準を見直しているが、国・市長部局との整合のみならず、中核市との比較においても支給基準の厳格化が維持されている。 ※平成18年度：246万円 → 平成22年度：19万円</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | <p>(人事課) 手当の種類ごとにさらなる実態把握を行い、職務内容、支給基準、支給方法等について引き続き点検しながら必要に応じ所要の見直しを行う必要がある。</p> <p>(企業局) 引き続き、国、市長部局及び中核市との比較を行い、支給内容の妥当性を確認の上、必要に応じ見直しを行う必要がある。</p> | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①特殊勤務手当の現状を常に把握し、必要に応じ所要の見直しを行う。 | | 人事課 | 人事課 | 実施 | | | → |
| ②国、市長部局及び中核市との比較に基づき、必要に応じ見直しを行う。 | | (企)企画総務課 | (企)企画総務課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|------------------------------------|---|------|------------|------|----------|-----|-----|
| No | 36 | 所管課名 | 財政課 | 連絡先 | 948-6227 | | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | 受益者負担の適正化 | | | | | | |
| 現 状 | 定期的に受益と負担の観点から、各使用料や手数料について、個々のサービス原価を正確に分析・整理している。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 引き続き、受益と負担の観点から、各使用料や手数料について、個々のサービス原価を正確に分析・整理していく必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 受益と負担の適正化の観点から、各種使用料や手数料等の適正化を進める。 | | 財政課 | 使用料・手数料関係課 | 実施 | | | → |

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | | | |
|--|--|-------|-------|------|----------|-----|-----|---|
| No | 37 | 所管課名 | 技術管理課 | 連絡先 | 948-6456 | | | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | | |
| 取組項目 | コスト構造改革の推進（公共事業） | | | | | | | |
| 現 状 | <p>平成19年3月に「松山市公共事業コスト構造改革実施計画」を策定して以降、「コスト構造改革検討会」を開催し、計画や設計の見直し、汎用品の活用等によりコスト縮減を図っている。</p> <p>※平成19年度 6.4% 縮減（対18年度標準公共工事コスト比） 平成20年度 8.0% 縮減（対18年度標準公共工事コスト比） 平成21年度 5.3% 縮減（対18年度標準公共工事コスト比）</p> | | | | | | | |
| 今後の課題 | 適正な価格において質の高い工事を目指す総合評価落札方式の増加や最低制限価格の引き上げによるコスト増が想定されるものの、計画や設計の見直し、汎用品の活用、設計VE審査の一層の質の向上等により、従来の目標値6%の縮減を図る必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| ①計画や設計の見直し、汎用品の活用、設計VE審査の一層の質の向上等により、従来の目標値6%の縮減を図る。 | | 技術管理課 | 発注課 | 実施 | | | | |
| ②次期「公共事業のコスト縮減に関する実施計画」を策定する。 | | 技術管理課 | 技術管理課 | 実施 | | | | |
| ③工事目的物の価値を向上させてトータルコストを最小化するほか、ライフサイクルコストの縮減への取組みなど、より効果的な内容を検討する。 | | 技術管理課 | 発注課 | | 実施 | | | → |

| | | | | | | | | |
|-------------------------|--------------------------------------|------|--------|------|----------|-----|-----|---|
| No | 38 | 所管課名 | 財政課 | 連絡先 | 948-6227 | | | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | | |
| 取組項目 | 市補助金の見直し | | | | | | | |
| 現 状 | 財政運営に求められる選択と集中により、補助金の適正化等に取り組んでいる。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | 引き続き市補助金の適正化に努める必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| 市の各補助金について、引き続き適正化に努める。 | | 財政課 | 補助金支出課 | 実施 | | | | → |

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

| | | | | | | | |
|---|--|--------|--------|------|----------|-----|-----|
| No | 39 | 所管課名 | 下水道政策課 | 連絡先 | 948-6533 | | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | ① 公営企業の経営合理化（下水道事業の地方公営企業法全部適用を検討） | | | | | | |
| 現 状 | <p>事業経営の健全化が急務とされている本市の公共下水道事業については、「第3次松山市下水道整備基本構想」の目標として掲げる平成34年度までの単年度赤字の解消や債務の縮減を確実に実現するため、「公共下水道事業の経営健全化のためのガイドライン」を策定し、さらなる経営改善に取り組んでいるところであり、平成22年度決算ベースでは、ガイドライン数値をクリアしている。</p> <p>（毎年度の数値目標）</p> <p>①処理区域内人口1人当たり汚水維持管理費：5,330円（特殊要因を除く）（数値目標：20年度の数値（5,419円）を上回らない）</p> <p>②企業債依存度：56.4%（数値目標：65%未満）</p> <p>③地方公営企業法の全部適用、公営企業局との統合を視野に入れた効果や課題について検証を行う。</p> <p>今後は公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を遵守することにより公債費負担の軽減を図る。</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | ガイドライン等の進行管理を行う必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①ガイドラインの数値目標を達成する。 | | 下水道政策課 | 下水道政策課 | 実施 | | | → |
| ②公営企業経営健全化計画を遵守する。 | | 下水道政策課 | 下水道政策課 | 実施 | | | → |
| ③地方公営企業法の全部適用、公営企業局との統合を視野に入れた効果や課題について検証を行う。 | | 下水道政策課 | 下水道政策課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|--------------------------|---|----------|---------------|------|----------|-----|-----|
| No | 40 | 所管課名 | (企)企画総務課 | 連絡先 | 998-9887 | | |
| 方 策 | より健全な財政運営の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | ① 公営企業の経営合理化（水道事業におけるアセットマネジメント手法の導入） | | | | | | |
| 現 状 | 従来の資産管理は、経験的及び対処的に行ってきた傾向があり、保有する資産全体の効率的かつ効果的な管理に必ずしも適したものではない状況である。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 水道施設のライフラインとしての機能低下を引き起こさないよう、中長期的視点に立った資産管理を目指す必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①水道施設の情報の整理を行い、システム化を図る。 | | (企)企画総務課 | (企)浄水管理センターほか | 実施 | | | → |

基本方針3. 市民力の向上を支援し、市民と共に歩む地域づくり

| | | | | | | | |
|--------------------------|--|------------|------------|------|----------|-----|-----|
| No | 41 | 所管課名 | 市民参画まちづくり課 | 連絡先 | 948-6963 | | |
| 方 策 | 市民協働の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | まちづくり協議会の設立促進 | | | | | | |
| 現 状 | まちづくり協議会設立地区は、堀江・中島・雄郡・桑原・余土・三津浜・北条・五明・石井・正岡の10地区であり、また、まちづくり協議会設立準備会設立地区は、八坂・潮見の2地区で、現在計12のコミュニティ推進地区（まちづくり協議会又は協議会を設立するための活動を行う協議会設立準備会が立ち上がっている地区）となっている状況である。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 住民自治の強化、官民協働の促進を目指して、各種施策を推進するための制度整備を行うとともに、概ね地区公民館区域を範囲とするネットワーク型の住民自治組織（まちづくり協議会）の結成を促し、住民と情報を共有しながら、行政から一定の権限・財源と責任を移譲して、地域分権型社会の実現を目指す必要がある。 また、住民自治組織（まちづくり協議会）の結成及び運営においては、各種ボランティア団体、地元企業等との連携も積極的に推進する必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①コミュニティ推進地区を16地区にまで拡充する。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | 実施 | | | |
| ②コミュニティ推進地区を19地区にまで拡充する。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | | 実施 | | |
| ③コミュニティ推進地区を22地区にまで拡充する。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | | | 実施 | → |

| | | | | | | | |
|---|---|------------|------------|------|----------|-----|-----|
| No | 42 | 所管課名 | 市民参画まちづくり課 | 連絡先 | 948-6963 | | |
| 方 策 | 市民協働の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | ⑨ 協働を支える人材育成 | | | | | | |
| 現 状 | 平成16年から愛媛大学との共同により高度な技術と優秀な人材を活用した市民向けの講座を開催し、「住民主体のまちづくり」を支える人材を育成している。これまでに約200名の修了生を送り出し、まちづくり協議会等の中心的な存在として活躍している。 松山市と愛媛大学地域創成研究センターとの官学共同事業として実施しており、市民を対象に、地域コミュニティに関する基礎知識や地域コミュニティの課題の解決方法など単に知識を習得するだけではなく、実践につながるよう工夫しながら講座を開催している。 | | | | | | |
| 今後の課題 | さらなる人材育成に取り組む必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①市民と行政との協働によるまちづくりを支える人材を育成するため、愛媛大学の持つ広く優れた専門知識や知的財産を活用し、地域づくり支援セミナーを開催する。 | | 市民参画まちづくり課 | 全課 | 実施 | | | → |
| ②若手・新規人材の育成やマネジメントスキルの知識に関する講座を取り入れるなど、カリキュラムの拡充を行う。 | | 市民参画まちづくり課 | 全課 | 実施 | | | → |

基本方針3. 市民力の向上を支援し、市民と共に歩む地域づくり

| | | | | | | | |
|----------------------------|--|------------|------------|------|----------|-----|-----|
| No | 43 | 所管課名 | 市民参画まちづくり課 | 連絡先 | 948-6963 | | |
| 方 策 | 市民協働の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | ⑨ まちづくり協議会への権限・財源及び責任の移譲 | | | | | | |
| 現 状 | <p>平成18年度に「松山市地域におけるまちづくり基本構想/同計画」を策定し、平成21年度には「松山市地域におけるまちづくり条例」を制定し、地域コミュニティが一定の裁量を持ち、自己決定、自己責任によるまちづくりができるよう地域分権型社会の実現を目指している。まちづくり協議会の設立は、平成19年度から手挙げ方式で進めており、現在、10のまちづくり協議会があり、先行して立ち上がっている協議会は、組織の成熟度が徐々に増してきている。</p> <p>平成23年度より従来の地域におけるまちづくり補助金を廃止し、敬老会事業報奨金、廃棄物減量等推進員報償費、防犯活動補助金をまとめて、使途裁量のある交付金をまちづくり協議会の成熟度に応じて支出している。</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | まちづくり協議会へのさらなる権限や財源及び責任の移譲が必要である。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①補助金等の一括交付の対象事業の拡大。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | 実施 | | | → |
| ②補助金交付先の変更や委託料の支払先の一元化を図る。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | 実施 | | | → |
| ③行政協力組織等の見直し。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | 実施 | | → | |
| ④まちづくり計画の実現を支援する。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | 実施 | | | → |
| ⑤新しい公共による協働事業の促進について検討する。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|------------|------------|------|----------|-----|-----|
| No | 44 | 所管課名 | 市民参画まちづくり課 | 連絡先 | 948-6330 | | |
| 方 策 | 市民協働の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | ⑨ NPO・企業など多様な主体との協働の推進 | | | | | | |
| 現 状 | <p>市民との協働によるまちづくりを進めるためには、単に行政の補完だけではなく、自らが市民ニーズに応えられる新たな公共を担うパートナーの一つとなれるような市民活動団体の育成が必要であることから、本市では市民活動推進基金を活用した助成制度などによりその育成を図っている。</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | <p>自立した団体を除き事業実施能力をさらに高める必要がある。(市登録NPOは現在156団体) また、職員には市民活動団体での体験研修などを実施しているが、協働の必要性をさらに理解する必要がある。</p> | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①登録NPO団体の支援状況等に関するアンケートなど、実態調査を行う。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | 実施 | | | → |
| ②職員研修を実施する。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | 実施 | | | → |
| ③市民を対象に、登録NPO団体との市民ニーズのマッチング状況調査を行う。 | | 市民参画まちづくり課 | 市民参画まちづくり課 | | 実施 | | → |

基本方針3. 市民力の向上を支援し、市民と共に歩む地域づくり

| | | | | | | | |
|-------|--|-------|----------|------|----------|-----|-----|
| No | 45 | 所管課名 | (消)地域防災課 | 連絡先 | 926-9218 | | |
| 方 策 | 市民協働の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | ① 自主防災組織活動の支援 | | | | | | |
| 現 状 | <p>阪神・淡路大震災以降、「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域住民によって自発的な防災組織が結成されるよう組織化推進を行ってきた結果、組織結成率99.9%とほぼ市内全域をカバーするに至っている。</p> <p>同時に、官民が一体となって実践的な役割が果たせるよう活性化を促し、「災害に強いまちづくり」を実現するため、自主防災組織からの推薦を条件として平成17年度から全額公費負担で防災士の養成支援に取り組んでおり、これまでに858名の防災士が誕生し、民間取得者を含めて1,157名と全国一の防災士数となっている。</p> <p>また、東日本大震災を踏まえ、自主防災組織の充実を図ることが求められていることから、住民と行政が一体となって体制づくりを進めているところである。</p> <p>こうした中、平成21年度からは自主防災組織自らが考え自らが行動する自主性・積極性を促し実効性の高い活動が行えるよう提案型事業の実施を推進し、支援体制を構築することで協働の推進を図っている。</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | 自主防災組織の連携や質の向上を図る必要がある。 | | | | | | |
| | 具体的取組 | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| | ①体制づくりの充実強化を行う。 | 地域防災課 | 地域防災課 | 実施 | | | → |
| | ②防災士配置率100%の達成。 | 地域防災課 | 地域防災課 | 実施 | | | → |
| | ③支援体制の見直し。 | 地域防災課 | 地域防災課 | 実施 | | | → |

| | | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|------|----------|-----|-----|
| No | 46 | 所管課名 | 市民参画まちづくり課 | 連絡先 | 948-6963 | | |
| 方 策 | 市民協働の推進 | | | | | | |
| 取組項目 | ① 職員の地域貢献活動への参加促進 | | | | | | |
| 現 状 | <p>町内会や公民館などの地域活動やNPOの活動といった地域貢献活動に職員が参加することで、地域課題や市民ニーズを把握することに繋がる。また、市職員ひとりひとりが、「自分も一住民である」という自覚をもち、率先して地域貢献活動に参加し、市民とともに知恵を出し、汗をかくことで真の「住民主体のまちづくり」を推進することができる。</p> <p>そこで本市では、平成21年4月に「松山市地域におけるまちづくり条例」を施行し、住民主体のまちづくりを推進している。</p> <p>また、活動の主体となる住民自治組織のまちづくり協議会等の支援として「職員ボランティア・スタッフ」制度を運用しており、平成23年8月現在では78名の職員が登録している。市職員の持つ知識、技術を活かして地域の発展に向けた活動を行い市民との良好な関係づくりに努めている。</p> | | | | | | |
| 今後の課題 | 職員自らが、地域活動に積極的に参加する必要がある。 | | | | | | |
| | 具体的取組 | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| | ①まちづくり協議会等の活動をあらゆる機会をとおして職員へ情報提供する。 | 市民参画まちづくり課 | 全課 | 実施 | | | → |
| | ②ボランティア・スタッフ制度の周知を図り、ボランティア・スタッフ職員の増員に努める。 | 市民参画まちづくり課 | 全課 | 実施 | | | → |
| | ③地域活動に参加する職員同士が集まり活動の現状を情報交換して、参加機会の向上を図る。 | 市民参画まちづくり課 | 全課 | 検討 | 実施 | | → |
| | | | | | | | 検討 |

基本方針3. 市民力の向上を支援し、市民と共に歩む地域づくり

| | | | | | | | |
|-----------------------|---|------------|------------|------|----------|-----|-----|
| No | 47 | 所管課名 | タウンミーティング課 | 連絡先 | 948-6383 | | |
| 方 策 | 市民参加の仕組みづくり | | | | | | |
| 取組項目 | ① 新 タウンミーティングの実施 | | | | | | |
| 現 状 | 住民と行政の協働によるまちづくりを円滑に進めていくためには、両者が直接対話をしながら相互理解に努め、情報の共有化を行うことが必要である。そのため、市長が地域に出向き、地域の魅力や課題等に関する住民の生の声を聞き、今後の政策に活かしていくことを目的として、公民館本館地区41地区でのタウンミーティングを実施している。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 引き続きタウンミーティングを実施する必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①全41地区での開催を終える。 | | タウンミーティング課 | タウンミーティング課 | 実施 | | | |
| ②41地区での実施終了後について検討する。 | | タウンミーティング課 | タウンミーティング課 | 検証 | → | | 実施 |

新たな手法により実施

| | | | | | | | |
|-----------------------------|---|---------------------|---------------------|------|-----------------------------|-----|-----|
| No | 48 | 所管課名 | タウンミーティング課、市民相談課 | 連絡先 | (タ)948-6383 (市相)948-6704 | | |
| 方 策 | 市民参加の仕組みづくり | | | | | | |
| 取組項目 | ① 新 市民の声を反映させる広聴事業 | | | | | | |
| 現 状 | 現在、本市では、タウンミーティングや、笑顔のまつやまわがまち工房、笑顔のまつやままちかど講座など集団広聴の定期的実施や、市長へのわがまちメールや市民意識調査、個別モニターなどの個別広聴を実施しているところであるが、よりきめ細かな意見を市政に反映させていくためには、既存の広聴事業の見直しや充実が求められている。さらに、広聴事業によって得られた市民からの意見や提言を具現化する方策を模索することが重要である。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 既存の広聴業務の見直しや整理を図るとともに、広聴業務である笑顔のまつやままちかど講座の実施件数や頻度について検討し、さらには、そこで得た市民の意見や提言を速やかに市政に反映させるための方策を模索する必要がある。 また、市長に提言を行うワークショップである笑顔のまつやまわがまち工房については、より充実を目指し、手法等について検討を行うことが必要である。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①市民の声をより市政に反映させるための方策を検討する。 | | タウンミーティング課 市民相談課 | タウンミーティング課 市民相談課 | 実施 | | | |
| ②広聴事業の整備等、制度の充実を図る。 | | タウンミーティング課 市民相談課 | タウンミーティング課 市民相談課 | | 実施 | | → |

基本方針3. 市民力の向上を支援し、市民と共に歩む地域づくり

| | | | | | | | | |
|---|--|-------|-------|------|----------|-----|-----|---|
| No | 49 | 所管課名 | 市民相談課 | 連絡先 | 948-6704 | | | |
| 方 策 | 市民参加の仕組みづくり | | | | | | | |
| 取組項目 | ① 意見・政策提案メールの拡充・発展 | | | | | | | |
| 現 状 | 市民が手軽に市政に対し意見・提言できる手段として年間約1000件の意見等が寄せられている。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | 意見・政策提案メールを今後も引き続き継続し、市民からの意見・提言を可能な限り市政に活かしていくことで、市民参加型行政を推進することが必要である。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| 市民からの意見・提言を可能な限り市政に活かしていくことで市民参加型行政を推進する。 | | 市民相談課 | 市民相談課 | 実施 | | | | → |

| | | | | | | | | |
|--|---|-------|-----------|------|------------------------------|-----|-----|---|
| No | 50 | 所管課名 | 人事課、文書法制課 | 連絡先 | (人) 948-6250 (文) 948-6230 | | | |
| 方 策 | 市民との信頼の確立 | | | | | | | |
| 取組項目 | ① 業務プロセス等の「見える化」 | | | | | | | |
| 現 状 | 業務の簡素化・効率化に加え、行政手続法による許認可等に関する審査基準の設定等の公表について、また、各業務の処理過程等の明示等について検討している。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | さらに、行政の透明性を高めていくため、基準の明確化や処理過程の明示等を行う必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| ①全庁的な処分の洗い出し・整理の上、審査基準等を市のホームページで公開する。 | | 文書法制課 | 全課 | 実施 | | | | → |
| ②申請書類等について全庁的な点検を実施し、申請書類の簡素化、添付書類の削減の可否について検討する。 | | 人事課 | 全課 | | 実施 | | | → |
| ③窓口等における手続を各課横断的に取りまとめ、複数の手続きをセットにすることなどを検討し、市民の負担感の軽減に向けた取組みを進める。 | | 人事課 | 全課 | | | 実施 | | → |
| ④申請から処分までのフローチャートの窓口等への備え置き、市のホームページでの公表等について検討する。 | | 人事課 | 全課 | | | 実施 | | → |

基本方針3. 市民力の向上を支援し、市民と共に歩む地域づくり

| No | 51 | 所管課名 | 文書法制課 | 連絡先 | 948-6230 | | | |
|-----------------------------|--|-------|-------|------|----------|-----|-----|--|
| 方 策 | 市民との信頼の確立 | | | | | | | |
| 取組項目 | ① 標準処理期間の明示 | | | | | | | |
| 現 状 | 市民からの申請に対する許認可等に通常要する期間（標準処理期間）について、期間の設定・公表等が十分になされていない状況である。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | 標準処理期間をホームページや窓口等で明示しておくことで、市民の利便性向上・事務処理の効率化、職員の意識向上を図るとともに、松山市行政手続条例の適正な運用に一層努める必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| ①標準処理期間の設定・市のホームページでの公表を行う。 | | 文書法制課 | 全課 | 実施 | | → | | |
| ②松山市行政手続条例のより一層の適正な運用を行う。 | | 文書法制課 | 全課 | 実施 | | | → | |

| No | 52 | 所管課名 | 文書法制課 | 連絡先 | 948-6230 | | | |
|--|--|-------|-------|------|----------|-----|-----|--|
| 方 策 | 市民との信頼の確立 | | | | | | | |
| 取組項目 | パブリックコメント制度の周知徹底と適正な運用 | | | | | | | |
| 現 状 | 行政手続法・行政手続条例に基づき、松山市市民意見公募手続実施要綱を策定し、平成20年度よりパブリックコメント制度の運用を始めて以降、これまで累計29件（平成24年3月1日現在）の市民意見公募を実施した。意見公募の手法として、市ホームページでの公表、市民閲覧コーナーでの閲覧・配布、各支所での閲覧・配布などを義務付けているが、意見公募案件によって意見件数に大きな差があるのが現状である。 | | | | | | | |
| 今後の課題 | パブリックコメントは、市民が市に対し意見を述べる機会を設ける制度であり、市の政策形成過程における公正の確保や透明性の向上が図られ、市民参画の推進に繋がる重要な制度であることから、開かれた行政の推進に向け、今後、より一層市民へ制度のPRをしていくとともに、適正な運用をしていく必要がある。 | | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| ①既存の周知方法に加えて、「広報まつやま」等の新たな周知方法を検討する。 | | 文書法制課 | 文書法制課 | 実施 | | | | |
| ②制度の周知方法、意見募集期間の延長など、パブリックコメントのあり方について検討を行う。 | | 文書法制課 | 文書法制課 | | 実施 | | → | |

基本方針3. 市民力の向上を支援し、市民と共に歩む地域づくり

| No | 53 | 所管課名 | シティプロモーション推進課 | 連絡先 | 948-6707 | | |
|---|---|---------------|---------------|------|----------|-----|-----|
| 方 策 | 松山の情報発信 | | | | | | |
| 取組項目 | ① 市民との協働による「都市ブランド」の確立 | | | | | | |
| 現 状 | 本市では、観光・経済・環境・農林水産分野などにおいて、関係課や関係団体等が連携し、対外的なプロモーション活動を実施しているところであるが、それぞれの事業目的に応じた形で実施していることから、対外的に本市の統一的なイメージが醸成されにくく、知名度の向上にも結び付きにくい。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 本市が他都市と比べ優位性を保ち、“選ばれる都市”となるため、都市全体の価値や魅力の向上と、都市そのものに対する信頼や好感を市内外から獲得する「都市ブランド」の確立を目指す。 その推進に当たっては、行政と市民や関係機関・団体等の協働による“オール松山体制”で取り組み、本市の対外的な魅力度や知名度を高めることで、交流人口の増加や地域産業の活性化に繋げる。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①平成24年度に策定する「都市ブランド戦略プラン」において、市民や関係機関・団体等の意見を反映し、“オール松山体制”で取り組んでいくための推進計画を作成する。 | | シティプロモーション推進課 | シティプロモーション推進課 | 実施 | | | |
| ②「都市ブランド戦略プラン」に基づき、市民や関係機関・団体等との協働による都市ブランドの確立に向けた取組みを推進することで、本市の魅力度や知名度の向上を図る。 | | シティプロモーション推進課 | 関係各課 | | 実施 | | → |

| No | 54 | 所管課名 | シティプロモーション推進課 | 連絡先 | 948-6707 | | |
|--|--|---------------|---------------|------|----------|-----|-----|
| 方 策 | 松山の情報発信 | | | | | | |
| 取組項目 | ① 民間との連携によるシティプロモーションの推進 | | | | | | |
| 現 状 | 都市そのものに対する価値や魅力を高め、信頼や好感を得るための効果的なシティプロモーションを行う必要があり、民間団体や企業等との連携による、より効果的な情報発信活動について検討している。 | | | | | | |
| 今後の課題 | 民間団体や企業等が行う情報発信活動と連携を図り、効果的で訴求力のあるシティプロモーションを展開することで、本市の対外的な魅力度や知名度の向上を図る必要がある。 | | | | | | |
| 具体的取組 | | 所管課 | 関係課 | 年度計画 | | | |
| | | | | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ①平成24年度に策定する「都市ブランド戦略プラン」において、民間団体や企業等が行う情報発信活動と連携を図り、効果的で訴求力のあるシティプロモーションを展開していくための推進計画を作成する。 | | シティプロモーション推進課 | シティプロモーション推進課 | 実施 | | | |
| ②「都市ブランド戦略プラン」に基づき、行政と民間団体や企業等の連携による効果的で訴求力のあるシティプロモーションを促進し、本市の魅力度や知名度の向上を図る。 | | シティプロモーション推進課 | 関係各課 | | 実施 | | → |

5. その他

◇ 松山市行政改革専門委員会(平成23年3月29日) 名簿

| | | |
|------|--------|-------------------------|
| 委員長 | 宮崎 幹朗 | 愛媛大学地域創成研究センター長（愛媛大学教授） |
| 副委員長 | 吉川 博理 | 松山短期大学教授 |
| | 桐木 陽子 | 松山東雲短期大学教授 |
| | 曾我部 礼子 | 能力開発システム研究所取締役 人材育成推進室長 |

◇ ワークショップメンバー

| | |
|--------|---------------------|
| 増田 英俊 | 松山市広報委員総務会副会長 |
| 森松 和世 | 余土地区まちづくり協議会 |
| 門屋 光彦 | 松山青年会議所まつやま未来創造会議議長 |
| 谷口 ノブ子 | 松山市女性防火クラブ連合会会長 |
| 武智 千里 | 行政相談委員 |

◇ 松山市行政改革プラン2012 策定経緯

| | | 会議等名 | 協議事項等 |
|-----|---------------|----------------|-----------------------------|
| H22 | 10月8日 | 政策課長会議 | 松山市行政改革プラン2012策定趣旨説明 |
| | 10月～12月 | 全庁調査 | 新規取組項目の検討依頼 |
| H23 | 3月29日 | 行政改革専門委員会(第1回) | 松山市行政改革プラン2012概要説明 |
| | 8月16日 | ワークショップ(第1回) | 松山市行政改革プラン2012の項目素案等の意見交換 |
| | 8月19日 | ワークショップ(第2回) | 松山市行政改革プラン2012の項目素案等の意見交換 |
| | 12月 | 庁内への意見照会 | 松山市行政改革プラン2012の素案についての意見照会 |
| | 12月19日～12月22日 | 行政改革専門委員への意見聴取 | 松山市行政改革プラン2012の素案についての意見聴取 |
| H24 | 1月17日～2月15日 | パブリックコメントの実施 | 松山市行政改革プラン2012(案)についての意見募集 |
| | 2月28日～ | 行政改革専門委員への意見聴取 | 松山市行政改革プラン2012(案)についての意見聴取等 |

◇ 松山市行政改革専門委員(平成27年3月31日) 名簿

| | |
|--------|-------------------------|
| 兼平 裕子 | 愛媛大学教授 |
| 村田 毅之 | 松山大学教授 |
| 桐木 陽子 | 松山東雲短期大学教授 |
| 曾我部 礼子 | 能力開発システム研究所取締役 人材育成推進室長 |